

第11次中島村交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年3月

中 島 村

ま　え　が　き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)が制定され、これに基づく交通安全対策が実施され、交通安全対策は、着実な進展を続けてきました。

しかしながら、近年、交通事故の発生件数及びこれによる傷者数は減少傾向であるものの死亡事故は増加し、今後の「くるま社会」の進歩を考えれば、更に多くの死傷者が生じることが予想されます。このような状況から、交通事故の防止は村民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題です。

ここに人命尊重の理念のもと、交通安全対策全般にわたる施策の大綱を定め、これに基づき諸施策を推進していくものです。

この交通安全計画は、第11次福島県交通安全計画に基づき令和3年度から令和7年度までの5年間に、交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

これから施策は、多方面にわたっているので有機的な連携を取り、総合的かつ効果的に実施するとともに、施策の推進にあたって、村民の理解と協力を得、その効果を高めることが必要です。

なお本村は、交通死亡事故ゼロの記録が過去に1,000日、1,500日、2,000日を達成しており、今後は、本計画を村民一丸となって、さらなる記録に挑戦したい。

令和4年3月

目 次

計画の基本的な考え方	1
第1章 道路交通の安全	2
第1節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向	2
1 道路交通事故のすう勢	2
(1) 道路交通事故の現状	2
(2) 道路交通状況の見通し	2
2 道路交通安全対策の今後の方向	2
3 第1次交通安全計画における目標	2
第2節 講じようとする施策	3
1 道路交通環境等の整備	3
(1) 交通安全施設等の整備	3
(2) その他道路交通環境の整備	3
2 交通安全思想の普及徹底	4
(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進	4
(2) 交通安全運動の推進	6
(3) 交通安全に関する広報の推進	6
(4) 交通事故防止のための各種組織活動の推進	7
3 救助、救急体制の整備	8
(1) 救助、救急体制の整備・拡充	8
(2) 救急関係機関の協力関係の確保	8
4 損害賠償の請求についての援助等	8
(1) 交通事故相談所の活用	8
(2) 交通災害世帯等の救済	8

計画の基本的な考え方

交通安全の施策を講ずるにあたっては、人命尊重の理念を基本に、運転者や歩行者等の交通機関を利用する人々と、それらが活動する場としての交通環境という二つの要素について、これからとの相互の関連を考慮しながら、本村の実態に合った適切かつ実施可能な施策を総合的に検討し、計画を作成するものとする。

第一に、交通事故防止のためには、村民のあらゆる階層に対し、交通安全意識の高揚と交通道徳意識のかん養を図ることが極めて重要である。このため、幼児から高齢者に至るまでの交通安全に関する教育及び広報・啓発活動を充実させるとともに、民間の自主的交通安全活動の積極的な促進を図るものとする。

第二に、交通環境に係る安全対策としては、交通安全施設等の整備、駐車対策の推進、実態に即した効果的な交通規制の推進、交通に関する情報の提供の充実等を図るものとする。また、交通環境の整備に当たっては、地理的条件や周辺の環境状況を調査しながら、将来を展望した環境の整備を図る。特に、混合交通に起因する接触等の危険を排除するため、必要な方策を講じて交通の流れを秩序付けることによって、安全かつ円滑な運行に資するものとする。

以上のことと合わせて、有効適切なる交通安全施策を講ずるに当たっては、関係機関の協力による交通事故原因の総合的な研究調査を推進するとともに、交通事故が発生した場合に、その被害を最小限に抑えるための迅速な救助・救急活動の充実と損害賠償の確保、被害者の救助等に必要な措置を万全に尽くすよう努めるものとする。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

1 道路交通事故のすう勢

(1) 道路交通事故の現状

本村における交通事故の死傷者数は、平成27年度から令和2年度の6年間をみると死者3人、事故発生件数34件、負傷者41人となっており、事故発生件数、負傷者数は減少しているものの、死亡事故は数年おきに発生している状況が続いている。

事故の発生場所は、県道の交差点部分が大半を占める状況から自動車運転中の事故で、自動車同士及び自転車、歩行者の飛び出しが事故発生の要因として考えられる。

(2) 道路交通状況の見通し

村内の道路交通状況は、運転免許保有数、車両保有台数の増加及び住民生活活動の広域化、多様化に伴い本村における自動車交通への依存度は今後とも高まるものと予想される。

村内道路状況をみると本村を通る県道棚倉矢吹線川原田工区が令和4年2月に開通したことにより、県道棚倉矢吹線バイパス側及び旧道側交差点での事故発生が予想される。

また、高齢化の進展により、高齢者が関与する交通事故の増加も予想される。

2 道路交通安全対策の今後の方向

今後益々激しくなると見込まれる道路交通状況に適切に対処し、交通事故の減少と安全かつ円滑・快適な交通社会を実現するには、社会の変化を踏まえつつ、交通事故の発生状態に対応した総合的な交通安全対策を積極的に推進する必要がある。特に、交通の安全は住民の安全意識に支えられていることから交通安全対策に関して住民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できる仕組みづくりが必要となる。

このような観点から安全かつ円滑・快適な道路交通環境の確立、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、救助・緊急体制の整備など、交通安全施策を村民及び民間団体が総合的かつ計画的に推進する必要が求められる。

3 第11次交通安全計画における目標

交通事故の総量を抑制し、交通事故による死傷者を限りなくゼロに近づけ、村民を交通事故の脅威から守ることが終局の目標であるため、村は村民の理解と協力の下、以下に掲げる諸施策を総合的に推進する。

第2節 講じようとする施策

1 道路交通環境等の整備

(1) 交通安全施設等の整備

事故多発地点、通学路、その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、各種交通安全施設の整備を推進する。また、高齢者や身障者等の車イスの利用者に対しても公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、安全な優しい道路整備を推進する。

①信号機の整備

交通量が多い交差点及び交通事故が多発する危険箇所については、道路改良等を含めた信号機設置を関係機関に対し積極的に働きかける。

②道路標識の整備

宅地開発や道路の新設、改良等により道路の構造及び機能と交通量が変化しつつある中で、既設標識との計画的・効果的な整合性に留意しつつ標識の設置を図るとともに、規制警戒標識等の設置について関係機関に要請する。

③道路標示の整備

道路改良工事により、既設の表示が不明瞭になった箇所については補修を強化する。

また、学校・幼稚園・保育所への通学、通園時の安全を確保するため、横断歩道及び歩行者路側帯標示の整備を図る。

④防護策の整備

路側の高い箇所やカーブ半径の小さい箇所、また幅員が狭いため歩道等が設置できず歩行者用路側帯の標示だけの箇所については、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するためにガードレール・ガードパイプ等の防護柵を整備する。

⑤道路反射鏡の整備

村道、農道及び住宅道の新設や住宅等の増加により、見通しの悪い屈曲部、交差点が今後とも増える傾向にあるため、行政区会並びに関係機関と協議し整備する。

また、既設の道路反射鏡で風雨等により視認性の悪くなったものは交換を図る。

⑥歩行者専用道路等の整備

歩行者の安全を図るため、集落や歩行者の多い地域及び通学路については、歩道・自転車道等を整備する。

(2) その他道路交通環境の整備

①道路の使用及び占有

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占有については、安全かつ円滑な道路交通を確保するため適切な指導を行う。

②道路法に基づく運行の禁止又は制限

道路構造を保全し交通の危険を防止するため、道路の破損又は異常気象により通行が危険であると認められる場合には、道路法に基づき迅速かつ的確に通行の禁止又は制限をする。

③駐車対策の推進

道路における無秩序な違法駐車車両は排除し、道路交通の安全と円滑を確保するため、駐車禁止等の交通規制を推進するとともに、違法駐車車両の取締りを要請する。また、違法駐車が多い地域については、原因等を十分調査し、関係者と連携を図りながら駐車施設の整備、確保を推進していく。

④子供の遊び場の確保

子供の遊び場の不足を解消するとともに、路上遊戯等による交通事故の防止と住みよい環境づくりを図る。当面子供の遊び場は、童里夢公園等の利用を促進し、さらに保育所、幼稚園、小・中学校の有効活用を図る。

⑤災害発生時における交通規則等

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、交通の混乱等を防止するため、車両通行止め等必要な交通規制を行うとともに、迂回指示、道路交通に関する情報の提供等の措置を行う。また、これらを迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 生涯にわたる交通安全教育の推進

自他の生命尊重の理念の下、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成することを基本として、家庭・学校・職場・地域等、教育機能の領域別に、相互に連携、協力をしあいながら幼児・児童・生徒・成人・高齢者等の年齢に応じた教育機関の確保と交通安全教育の推進を図る。

①幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、交通安全の決まりを理解させ安全に行動できる習慣を身に付けさせることを目標とし、保育所及び幼稚園との連携を図りながらビデオ等の視聴覚教材や実地訓練により幼児の成長に応じた安全指導を行う。

また、保護者ぐるみの安全教育を推進するため「交通安全母の会」の協力を得ながら交通安全教育を推進する。

②児童生徒等に対する交通安全教育

小学校、中学校の児童生徒に対する交通安全教育は、児童生徒の心身の発達や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄を理解させ、交通社会の一員としての自覚の育成を目標として計画的に行う。

(ア) 小学校における交通安全教育

小学校においては、交通ルールを理解させ、安全に行動できる能力を養うこと目標に

指導する。低学年においては、「安全な歩行と横断」特に路上への飛び出し、車の直前・直後の横断等の危険性について指導を行う。中・高学年においては、「自転車の安全な乗り方と点検」等について指導する。

(イ) 中学校における交通安全教育

中学校においては、小学校の指導を発展させ、交通安全のために必要な事柄について、実践的な理解を深めさせ、常に的確な判断で行動できるよう指導する。特に「自転車の安全な乗り方」「自転車の特性と安全点検」等の理解とそれに基づく行動や実践能力を高める。

③成人に対する交通安全教育

「くるま社会」の質的变化が発展する中で、その中核的な構成員としての役割の重要性と会的責任の自覚を認識し、自ら進んで行動しようとする自発的な交通安全意識の高揚を図る。

(ア) 地域における交通安全教育

地域ぐるみの交通安全教育を推進するために、各交通安全団体との連携を図りながら行政区画内単位の安全運転教室、交通安全教室等を開催し、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付ける。

(イ) 職場における交通安全教育

各職場においては、交通安全管理者、運行管理者等に対する法定講習会を始めとする各種研修会への積極的な参加を働きかける。

また、従業員教育の一環として、通勤と業務従事中は勿論のこと休日や退社後等、業務以外の時間帯の事故防止についても自主的に教育の場を設けるよう働きかける。

④高齢者に対する交通安全教育

高齢化社会が進行する中で、増加する高齢者の交通事故を防止するため、高齢者学級、老人クラブ等に交通安全に関する講座等を取り入れ、身体特性や行動特陛に応じた安全な行動能力を高めるための指導を図る。

(ア) 高齢者事故防止の重点事項

夜光反射材の効用指導と高齢者宅個別訪問及び街頭指導による活動をし、高齢者宅訪問時は夜光反射材の効用の説明と、夜光シールは直接貼付する。

また、夜間外出時の声掛けと、明るい目立つ服装や靴や身の回りの物に夜光反射材を貼付しての外出を各家庭で呼びかける運動を推奨する。

⑤地域社会での交通安全指導

各交通安全運動の機会をとらえ、交通安全母の会、交通安全協会等の交通安全に携わる関係団体員の協力を得て、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通安全意識の高揚を図る。

(2) 交通安全運動の推進

人命尊重の立場から村民に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故のない住みよい郷土を築くため、次の事項に重点を置き、村民総ぐるみで交通安全運動を推進する。

①交通弱者保護の徹底

(ア) 歩行者特に子供と高齢者の保護と安全意識の高揚

毎月1日を「交通事故ゼロ・歩行者優先の日」、毎月15日を「シルバー交通安全の日」と及び春、夏、秋、年末年始の交通安全運動を村民総ぐるみの運動として展開し、交通安全意識の高揚と交通弱者保護を徹底する。

(イ) 自転車利用者の教育と保護

交通ルールを守った正しい自転車の利用について、小・中・高校生及び高齢者を対象に安全教育を反復して実践するとともに、車の運転者に対しても自転車利用者の保護を徹底する。

②交通三悪の追放

(ア) 飲酒運転の追放

車を運転する者はもとより、家庭ぐるみ地域ぐるみで飲酒運転の防止を推進しその追放を図る。

(イ) 無免許運転の追放

家族、職場及び地域ぐるみで無免許運転を追放する。

(ウ) 暴走運転の追放

運転者に対し、暴走行為に対する「しない」「させない」「みにいかない」の三原則を徹底させるとともに、家族、職場及び地域ぐるみで暴走運転追放運動を展開する。

③シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトとチャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法を村民に理解してもらい、着用の徹底を図る。あわせて、後部座席におけるシートベルトの着用促進を図る。

④夜行反射材の活用

夜間の交通事故防止として、夜行反射材の活用の促進を図る。特に交通弱者や高齢者の歩行者に反射材の推進を図る。

⑤「PM4ライトオン・こまめ切り替え運動」の推進

薄暮時間帯の事故防止のため、午後4時にライト点灯する「PM4ライトオン」運動の展開と人対車両事故の9割がライト下向き(近目)で発生の実態から、ライト切り替え運動を団体・職場へ推進を図る。

(3) 交通安全に関する広報の推進

村民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、正しい交通ルールと交通マナーの実

践を習慣付ける。そのため、関係団体との密接な連携のもと、家庭、職場、学校、地域等において交通事故の実態を踏まえ日常生活に密着した広報を計画的に行う。

第一に、社会の基本単位である家庭の果たす役割の大きさに鑑み、交通弱者の保護、飲酒・無免許運転追放を目指し、村広報紙等による家庭向け広報を積極的に活用していく。また、各季交通安全運動期間中は村広報車を利用し、村内巡回広報を行う。

第二に、職場における広報活動の推進として、従業員に対する交通安全の啓発を、事業主を通じて被害軽減対策の推進をする。

- ① 高齢歩行者や高齢運転者標識（四葉マーク）を付けた車両を見たら、減速するなど思いやり運転の呼びかけを事業所等で推進する。
- ② 後部座席シートベルト非着装時の死亡が多いことから、運転席の他に同乗者着用の積極的な広報をする。

第三に、村民全般に対する広報活動の推進として、下記の事業を行う。

- ① 交通安全・防犯パレード、交通安全パトロール出動式

春の交通安全運動の期間に合わせ、村内小学生による鼓笛パレードを実施し交通安全を広く村民に訴えていく。また、秋の交通安全運動期間に合わせ、交通安全パトロール出動式を実施する。

② 交通安全テント村

各季の交通安全運動さらにはその時々の交通情勢に合わせ、村内主要地点においてテント村を開設し運転者、歩行者に対し事故防止を訴える。

（4）交通事故防止のための各種組織活動の推進

交通事故の推進を図っていくためには、行政・民間との連携による幅広い活動を展開しなければならない。そのためには各団体の自主的活動を尊重しながら、組織の充実、指導を推進していく。さらに各団体が行う諸行事に対する、援助、交通安全指導に必要な情報や資料の提供を行う。

①交通対策協議会の強化

村交通対策協議会は、交通安全の推進団体として、この会を構成する関係機関及び各種団体とともに交通安全の啓蒙や具体的な施策等の交通安全対策を推進する。

従って、この交通安全計画を円滑に実施するため、村交通対策協議会を効果的に運用していく。

②交通安全母の会の育成強化

家庭における交通安全、母と子の交通安全を目的として組織されている「交通安全母の会」をさらに充実強化し、母親、婦人の交通安全意識の高揚を図ることにより、地域ぐるみの活動を展開し、特に子供の交通安全教育を推進する。

③交通安全協会の育成

地域ぐるみ交通安全運動の推進役として交通安全に関する実践活動を展開する。そのためには、交通安全運動の推進役として必要な情報や資料の提供を行い活動の推進をする。

④交通少年団の育成

小学校単位で組織されている交通少年団を、交通事故の防止のため関係機関等が連携し育成する。

⑤高齢者交通指導隊の育成

要指導高齢者宅を個別訪問し、住居地周辺の交通事故の発生状況や歩行時あるいは自転車、原付車等の運転時における注意事項など、指導対象の行動に応じた具体的な交通安全指導を行い活動の推進をする。

3 救助、救急体制の整備

(1) 救助、救急体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類、内容の複雑多様化に対応するため、救助・救急体制の整備、拡充を関係機関に働きかける。

(2) 救急関係機関の協力関係の確保

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を積極的に働きかける。

4 損害賠償の請求についての援助等

(1) 交通事故相談所の活用

交通事故による損害賠償等が、近年複雑多様化し専門的知識が要求されるようになる中で、交通事故被害者等の救済対策のため、福島県交通事故相談所や村社会福祉協議会の「心配ごと相談所」、村出身弁護士の無料法律相談所等を利用できるよう周知を図る。

(2) 交通災害世帯等の救済

交通災害世帯等の救済のため、関係機関が連携し、被害者世帯等が社会保障制度等の援護措置ができるよう推進を図る。